

初めに市政経営について、

(1)平成30年度の経営方針について質問します。

市長は、市政の第一の責務は市民の安全・安心の確保と市民生活支援と言い続けています。しかし、そう言いながらも、市長が様々な場で主に話されるのは、2019年ラグビーワールドカップ、そして2020年、オリンピック、パラリンピックについてです。市民生活を見れば、国保の見直し、介護保険の改定などが予想される中、2019年、平成31年10月には消費税増税も予定されるなど、年金に頼る高齢者だけでなく、多くの市民は、賃金が増えない中で、さらに生活の厳しさがのしかかってくるのが予想されています。

最近では国の社会保障政策も、自助・互助が強調され、共助・公助が後退しているような印象があります。しかし、市という基礎自治体では、市民のセーフティーネットとして市民の暮らしを守ることが市の第一の責務であり、そこに自治体が存在している意義もあります。団塊の世代が後期高齢者となる国民的課題の2025年問題は8年後に迫ってきています。8年という期間が長いものではなく、喫緊の課題という認識に立たなければ、間に合わないのではないのでしょうか。

市民生活支援は、行政の第一の責務ですが、行政の取組だけでできるものではなく、地域による支え合いがあつてこそ、可能であると考えます。地域での支え合いを構築するための参加と協働のまちづくりを進めるためにも、市民への参加の呼び掛けが大切ですが、市長がそのような発言をしている場面はほとんど目にすることがありません。

そこで、4期16年の市長任期最後の年度にあたり、総仕上げにむけた課題への取組として、始めに市政の第一の責務である市民生活支援について市長の見解をお聞きします。

①4期16年のまちづくりの総仕上げに向け、市民の暮らしを守る観点から、市長は今後どう市民に語りかけ、地域一丸となった住民の支え合いの仕組みをどう構築していくのか、市長の基本的な見解についてお答え下さい。

川崎市では、地域包括ケアシステムへの住民理解を得るため推進ビジョンを上位概念として定め、保健・医療・福祉等の個別計画に基づく具体的な事業を推進しています。

②調布市では今度策定する福祉3計画に全世代を含む地域包括ケアシステムを、どのように位置づけていくのか。また、市民への周知はどのように進めていくのか、お答え下さい。

策定中の地域福祉計画における計画期間は、2025年問題の2年前までとなっています。調布版トータルケアシステムとは、全世代を含む地域包括ケアシステムを指し示すものと認識していますが、このシステム構築に向けた人員配置、市民活動支援、拠点整備などは遅れています。川崎市では、地域包括ケアシステム推進ビジョンを地域に関わる関係者・学識者、医療・福祉関係者、地域団体、事業者、高齢者や障害者のサービス事業者、市民で構成される「地域包括ケアシステム検討協議委員会」での議論により策定したことから、各団体・事業者の主体性が発揮されています。例えば市内企業等が実施中の高齢者も利用できる「生活支援等サービス」の情報を川崎市が集約し、インターネットを活用して“見える化”し、情報発信を常時市民に行うなど、2025年問題への備えを着々と進めています。

そこで質問です。

③介護保険事業が総合事業と並行して進む中、市は関係団体、特に事業者の情報発信など

当事者である市民の視点に立ってもっと補強していくべきです。包括ケアシステムに関係する事業者等との協働をどう具体的に進めるのか、お答えください。

市では基本構想がスタートした 22 年度から策定作業に入り、24 年度から 29 年度までを計画期間とし市内 10 地域ごとに「アクションプラン(地域別計画)」として位置づけた地域福祉計画が最終年度を迎えています。特に重点目標として地域におけるトータルケアの推進があり鍵となるのは、地域ネットワークを推進し、地域課題解決に向けたコーディネート機能を持つ地域福祉コーディネーターです。計画策定の公聴会でも配置を求める声が多く聞かれたとありますが、最終年度の実績は4地域への配置に止まっています。2025 年まで後 8 年しかないことを考えれば、さらに加速しなければならないのではないかと思います。

そこで質問です。

④現在、策定中の計画にも地域の輪を広げるネットワークが位置づけられ、地域福祉の要となる地域福祉コーディネーター事業を推進とありますが、地域福祉コーディネーターに対する評価と今後の配置等についての考えをお答えください。

次に、参加と協働の視点から調布駅前広場整備への取組について質問します。

駅前広場整備は、樹木伐採に端を発し、伐採の要因となった地下駐輪場を必須条件とする市長と、樹木保存の立場から機械式駐輪場を求める市民提案との合意点は、今なお見えてきません。市長は 11 月 24 日の定例記者会見で、新たに 4 本の樹木保全のため地下駐輪場の設計変更を検討することを明らかにしました。このことが新聞に掲載されると、多くの市民からこの問題がどうなっているかわからないとの声が寄せられました。

記者会見に先立つ 11 月 13 日には、中心市街地整備等特別委員会が急ぎで開催されましたが、従来の手続きとは異なる開催でした。私は、駅前広場整備は市民・議会・行政にとって重要な行政課題であり、変更した経緯も含め市長自らが説明すべきであると、市長の委員会出席を求めましたが、出席は叶いませんでした。今議会に委員会で報告された設計変更にかかる予算案が提出されましたが、一方で、樹木保存を求める市民は、引き続き機械式駐輪場の設置、ロータリーの形状も含めた具体的な提案を掲げ市民への広報を進めています。

私は、市長に対しては、市のシンボル空間である駅前広場の全体像を公開の場で広く市民と共有し、参加と協働で実現するために自ら行動するよう再三質問でも取り上げてきました。しかし市長は変更するたびに市民の要望に寄り添う提案と言いながら、市民に向けて理解を求め、合意形成を図る具体的な行動は市民に対しても議会に対しても見受けられません。今回の新しい提案についても、市は地下駐輪場整備を原則と言いながらも、地上整備については、多くの市民に愛されてきた緑と水、子どもの声が聞こえ、市民が出会い交流でき、賑わう広場を創り上げていくために、更なる変更を加えたと市民や議会に説明していますが、職員による説明では市民・議会の理解と合意を得るには限界があります。駅前広場が市民に愛され親しまれる広場として機能するためには、将来像を市民の参加と協働で創り上げ、そして完成後も市民と事業者・行政が参加と協働により運営していくことが必要です。このことは 6 月議会から求めてきましたが、市長自らが先頭に立ち、市民と対話して課題解決を図る時期に来ていることは誰も目からみても明らかです、

まちづくりの総仕上げにさしかかっている今、市民代表である市長に求められている市

長自身の参加と協働の実践こそがこの問題の解決の道であり、自治基本条例にある市政経営の原則に沿った「参加と協働のまちづくり」の推進につながるものであると考え、質問します。

⑤自治基本条例に基づくまちづくりを進めるため、広場空間の整備について、情報共有しながら市民理解を得、市民との協働で、創り上げていくためには、市長自らが公開の場で新たな整備案を市民に説明するべきです。すでにその時期は来ています。

\*再度、市長自ら市民の前に出て対話する意思があるのかお答えください。

⑥トリエ調布がオープンし、広場を通る人の導線も見えてきています。広場機能や配置、運営も含め、専門家等による第三者的な立場のファシリテーターにより、市民会議委員だった市民も交え、広場完成後の運営も含めた協議を行うことについてどうお考えかお答え下さい。

⑦参加と協働の積み上げが、広場機能や配置運営への参画につながり、自治のまちづくりへ発展すると認識しています。この実践は今後も進めていくのでしょうか。お答えください。

次に、平成30年度の予算編成について質問します。

10月から予算見積り作業が開始され、これから行政経営部との協議・総合調整が始まると聞いています。30年度は、31年度からの4年間の後期基本計画を策定する年度でもあり、財政フレームの時点修正後に生じた新たな財政需要もある中で、28年度決算では、歳入は15億2000万円の減という状況でした。映画のまち、オリパラなど話題の事業も多く見込まれているようですが、身の丈にあわせ、また財政規律を踏まえた予算編成がなされなければなりません。その状況の中でも、市民の暮らしを優先し、身近な公共施設の維持補修やセーフティネット等の予算は不可欠です。30年度の経営方針をみると、28年度決算は市税収入が大幅な減収だったことを挙げ、多大な財政需要があるなか、市民ニーズや市の実情を踏まえた適切な対応を図る必要性に言及しています。また、30年度の財政見通しを踏まえ、財源不足に対応するよう指示しています。そこで質問します。

⑧現時点での予算見積り上の乖離額はどの程度でしょうか。今後、どの程度まで乖離が広がると見込まれているのでしょうか。また、その乖離額をどのように解消していくのでしょうか。具体的な方策も含めお答え下さい。

⑨昨年も指摘しましたが、福祉、教育など現実的な財政フレームを示して予算編成を行うべきではないのでしょうか。乖離額の圧縮だけでは事務方が疲弊してしまいかねません。予算枠を設定する方式はとれないのでしょうか。お答え下さい。

⑩また、維持補修費の決算構成比はほとんど変わっていません。28年度では施設改修等の緊急対応の補正予算がありますが、施設の老朽化も考慮すれば、予算額とともに構成比も見直すべきであると考えますがいかがでしょうか。お答え下さい。

⑪高齢者増加への対応、生きにくい社会状況の中で市民の暮らしを考慮すればセーフティネットである生活保護費の予算配分についても検証すべきではありませんか、併せてお答え下さい。

次に、地方消費税税率引上分の用途について質問します。

地方消費税引上分は、社会保障の充実に使われることが定められ、私は法の主旨からも、地方消費税は、社会福祉の充実に活用するよう求めてきました。市もそれに沿って活用していますが、これが国の方針変更でどのような枠組みになっていくのか危惧しています。

これまで、この財源を活用し、市では障がい者福祉事業や、見守りネットワーク事業を

始めとした高齢者福祉事業、許可保育園施設整備・保育園運営費などの児童福祉費、国保などの特別会計事業等に活用してきましたが、幼児教育無償化など教育費無償化の財源に充てるため、国において検討が進められています。市民福祉の増進を図る観点から予算化されてきた施策の後退は避けなければなりません。

施策の継続とともに、そのための財源確保について質問します。

⑫消費税の増収分を今回、政府公約により教育の無償化にも消費税分を充てるとの方針が決定されました。これまでの社会保障の充実という基本が崩れることが見込まれます。市における社会保障の充実に対する財源措置はどうする考えなのかお答え下さい。また、30年度予算では、この地方消費税分の財源活用について、どのような考え方で予算編成をしていくのかお答え下さい。

⑬政府は現在の配分率を廃止し、子どもと高齢者の人口による基準に一本化するとしています。この配分変更により東京都は1000億円減少とも伝えられていますが、国は、教育費無償化により、地方への補助金・交付金を減らすことも予想されます。また、不交付団体では、補助金等の減額分を地方交付税で補填するといったことも懸念されます。市として、国の対応について意見を発するべきではないかと思いますが、どう考えているのでしょうか。また、市長は東京都市長会の会長でもあります。多摩地域の市の代表として意見表明すべきだと考えますがいかがでしょうか、お答え下さい。

(2) 次に、保健福祉関連計画について質問します。

現在、福祉3計画の改定が進んでいます。地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいずれも支援が必要な市民に対する政策がある中で、取組が遅れているのは、家族などのケアラー（介護者）の抱える困難への理解と支援です。老々介護、遠距離介護、アルコール依存等の家族を、そして障害がいのある子どもの療育、病気の家族のケア、これらのケアをしている家族は自らの心身の健康不安を抱えたり、仕事との両立に苦しんだり、仕事を辞めて経済的に困窮したり、地域で孤立しています。また祖父母等の介護をしているヤングケアラーは学業、友達、仕事を失っている状況にあります。追い詰められた家族による介護殺人も起きています。

福祉3計画の共通事項の基本理念として以下の4点が掲げられています。

- 一人一人が生涯を通じてそのひとらしく生きられる地域社会。
- 誰もが社会の一員として互いに尊重され、認め合う地域社会
- 市民全体で支え合う地域社会
- 様々な課題を受け止める包括的な支援体制

ケアラー（介護者）もまた、この基本理念にあるよう、その人らしく当たり前の社会生活が送れるよう社会的な支援を盛り込んだ計画策定は欠かせません。介護する人・される人がともに75歳以上という世帯が初めて3割を超えた超高齢社会の中、介護の問題は、自分の問題として捉えていかなければならない時代になってきています。当事者だけでなく当事者に寄り添うケアラー（介護者）もまた、あたりまえの生活が送れるよう必要な支援が受けられる社会でなくてはならないと思います。そこで質問します。

⑭高齢者総合計画にはケアラー（介護者）と明記されていますが、地域福祉計画の対象は全ての市民です。先程説明したヤングケアラー、障がいのある子の療育者も含め全てのケアラー介護者が対象であることを明確に位置づけるために、計画を横断的に包含する地域福祉計画、また障害者総合計画にも同様に位置づけることにより、介護者も含め市民誰も

がその人らしく暮らせる地域づくりを目指せる計画になります。介護の社会化は介護保険の創設から市民理解が進んでいる反面、介護者は私的な存在として捉えられている中、ケアラー（介護者）支援について各計画へ位置づけるべきだと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

次に庁内連携による実効性のある取組という視点から質問します。

⑮市の自主・自立のまちづくりを福祉分野でも推進するために、共助という言葉と並行して、参加と協働のまちづくりという市の基本的考え方を実践し、支え合う地域社会をつくっていく必要があります。参加と協働の考え方を盛り込み、庁内連携して計画を実践するよう保健福祉関連計画の中にも位置づけていくべきではないかと考えます。見解をお聞かせ下さい。

また、併せて参加と協働で地域コミュニティの再生に努めることが、様々な地域課題解決につながることも明記すべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

⑯地域で不安を感じる上位は災害時の対応です。地域福祉推進会議を傍聴した際に委員の方から指摘がありましたが、市民は各計画に眼を通してはおりません。例えば避難行動要支援者支援対策や安否確認、福祉避難所、避難所の要配慮者の配慮など防災関連の内容は、福祉関連の計画であっても、再掲して広く市民に周知する機会を持ち、理解を求めていくべきであると考えますが、見解を求めます。

現在、市民健康づくりプラン・食育推進基本計画も策定中であり、傍聴しましたが、その中で、委員からフレイルの予防、早期発見、治療が重要であるとの発言がありました。フレイルとは、「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、体重減少や筋力低下を始め心身の脆弱性が出現した状態」とのことです。多くの高齢者はフレイルを経て要介護状態へ進むと考えられていることから、フレイルに早く気づき、治療や予防することが大切とされています。また、ロコモティブシンドロームという運動器（関節・骨・筋肉・神経等）障害のために移動機能の低下をきたした状態が進行すると介護が必要となります。こうしたフレイルやロコモティブシンドロームの啓発と予防の取組について、例えば高齢者総合計画などの計画にも再掲することで、市民への啓発・理解も進み、介護予防の効果が期待できるのではないかと思います。そこで質問します。

⑰先程例に挙げた内容等も含め様々な項目があるかと思いますが、計画には、具体的な実践項目を関係する計画に再掲し盛り込むことにより、PDCAに基づく進行管理が可能となります。また、その状況を市民に公表することにより、市民の理解も深まります。これについてどう考えているかお答え下さい。

⑱福祉計画の中で、最も市民が身近に感じている介護については、毎年、川崎市で開催されている介護フェアの取組が参考になります。川崎市認知症ネットワーク、川崎市、川崎市社会福祉協議会が主催者となり、健康、認知症、介護保険相談コーナー、介護を支えるサービス窓口の紹介、ユニバーサルファッションショー、福祉機器・用具の展示、講演会、医療など一堂に会したフェアの開催により、2025年問題に対しての市民意識の醸成に繋がると考えます。すでに調布市でも市民団体が認知症に関する催しを開いていますが、市民誰もが身近に迫る課題として介護問題は他人事ではありませんが、その詳しい知識を皆が持っている訳ではありません。今市民に喫緊に求められる取組みとも言えるのではないのでしょうか、厚生労働省が介護に関して国民への啓発を重点的に実施するための日として

平成 20 年に 11 月 11 日を介護の日と決めたことから、多く自治体では 11 月に開催されていますが、市が主催する介護フェアの開催についていかがお考えか、お答え下さい。以上、質問をしましたが、丁寧でわかりやすい答弁をお願いします。

### （市長答弁）

ただいま、大河巴渡子議員から大きく 2 点にわたり御質問をいただきました。

私からは、まちづくりの総仕上げに向けた課題への取組についてお答えします。

まず始めに、市民生活支援についてであります。市民の生活を大切にすることは私の市政経営の原点であります。市民生活支援は、市民の安全・安心の確保と合わせ、市民に最も身近な基礎自治体としての第一の責務であると考えており、これらを基調とした市政経営に全力で取り組んで参りました。

修正基本計画においても、子ども・福祉分野における制度改正等に伴い、市民生活に大きな影響を及ぼす新たな課題への対応などを位置付け、各施策を展開しております。

近年、「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題など、複数の分野にまたがる生活課題への対応が、喫緊の課題となっているとともに、後期高齢者の急増を見据えた対策が、基礎自治体に求められております。

こうした状況の中、市では現在、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画のいわゆる福祉 3 計画の改定を進めております。

今後については、「住民全体で支え合う地域社会」などの、次期福祉 3 計画共通の理念や将来像に基づき、庁内横断的な連携のもと総合的な福祉施策を展開し、各計画の取組を着実に推進することにより、引き続き市民生活支援に取り組んで参ります。

次に、調布駅前広場整備への取組についてお答えします。

調布駅前広場については、京王線連続立体交差事業の計画にあわせ、南北一体の街づくりを進めるため、市民参加と協働により平成 12 年 3 月に「中心市街地街づくり総合計画」を取りまとめた後も、様々な市民参加手法を重ね、新生・調布のまちの骨格をつくる一大プロジェクトとして、段階的に検討、整備を進めているところです。

本年 7 月の全員協議会でお示した、樹木に関する市の基本的な考え方に基づき、これまでの間、地下駐輪場に関しては、都市計画変更を伴わず、駅前広場整備スケジュールに影響を及ぼさない範囲で、樹木に対する市民の強い思いにどう配慮できるか検討を進めて参りました。

市としては、様々な御意見を踏まえた上で、市民意見をより反映した形で駅前広場の整備を進めるための決断をする時期に至ったと認識しており、本定例会で地下駐輪場整備計画について、既存樹木の一部を現位置に保全するなどの設計変更に向けた予算措置を提案させていただいたところです。

市民参加の取組については、私はこれまで一貫して、参加と協働によるまちづくりを市政経営の基本的な考え方に据え、多様な市民参加・協働の実践を重ねて参りました。今後とも、参加と協働によるまちづくりを市政経営の礎として、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」に基づく市政を運営して参ります。

こうした考えの下、今後の駅前広場整備に当たっては、将来の樹木配置やその他の機能については、更に市民の意見を踏まえた対応が必要と考えており、その際、私自らが説明

する場面も必要に応じて適時設定したいと考えております。

本年9月には「トリエ京王調布」が開業し、シネマコンプレックスを主な用途とするC館北側の鉄道敷地において、京王電鉄株式会社が「てつみち」と称した憩いの空間として、ストリートファニチャー・人工芝・ウッドチップなどの遊び場を設置しており、親子連れなどで大いに賑わっております。

これに関連し駅前広場のスペースを活用したイベント等も週末を中心に開催されているなど、駅周辺の商業施設と連動した賑わい創出や歩行動線とイベント空間との連動性などの好事例となっていることから、今後、駅前広場や鉄道敷地の整備で取り入れることも含めて検証して参ります。

このほか検討の進捗に応じて、駅前広場の機能や配置などに加え、将来の管理運営につきましても、専門家を交えた検討の場なども含め、適時適切に市民参加を実践しながら取り組んで参りたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当よりお答えいたします。

### （福祉健康部長答弁）

私からは、地域包括ケアシステム及び地域福祉コーディネーター、並びに保健福祉関連計画のご質問についてお答えします。

初めに、全世代を対象とした地域包括ケアシステムについてです。現在、調布市では、福祉3計画の改定に取り組んでおり、「様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制」などを3計画共通の基本理念のひとつとして位置づけ、地域包括ケアシステムをはじめ、今後の福祉施策の展開について、検討を進めています。

次期地域福祉計画においては、地域福祉コーディネーターを中心に「地域におけるトータルケア」を引き続き推進するとともに、複合化した課題に的確に対応するため、新たに、複数の機関との協働による包括的な相談支援体制を整備して参ります。

併せて、次期高齢者総合計画においては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域共生社会の実現をも含んだ「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指した取組等を進めて参ります。

また、次期障害者総合計画においては、基本的な考え方の一つとして「総合的・包括的視点からの施策展開」を掲げ、児童福祉や高齢福祉、保健医療などの連携を図りながら施策を展開することとしています。

市としては、パブリック・コメント手続や説明会での市民意見を踏まえ、次期福祉3計画の検討を進めるとともに、ホームページや市報などを通じてより広く市民等に広報して参ります。

次に、地域包括ケアシステムに関係する事業者等との協働や情報発信についてです。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、サービス提供事業者や関係団体のほか、地域が一体となった支え合いの体制を作ることが必要であると考えます。総合事業の実施に当たっても、市民に対する広報に合わせて、地域包括支援センター、事業者やケアマネジャーに対してきめ細かい説明を行って参りました。

調布市においては、「介護保険サービス事業者調布連絡協議会」や「介護支援専門員調布連絡協議会」等、事業者間のネットワークづくりが活発に行われていることから、このようなネットワークを活用し、事業者等と連携するとともに、市の施策の方向性などについて

ても、市民の目にわかりやすく届くように、多様な媒体を通じて、積極的な情報発信に努めて参ります。

次に、地域福祉コーディネーター事業についてです。

地域福祉コーディネーターは、これまで支援が届きにくかった制度の狭間で苦しんでいる方などに対して、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。

これまでも、高齢者の親とひきこもりの子への支援など、高齢、障害、生活困窮などの複合的な生活課題を抱えた個人や世帯への支援を行うとともに、「ひだまりサロン」や「子ども食堂」の立ち上げを支援するなど、幅広い活動の中で、着実な成果を上げております。特に、地域福祉コーディネーターは、地域に出向いて行って関係を構築していく中で、生活上の困難を抱えていながら自ら進んで支援を希望しない潜在的な福祉ニーズを発見し、適切な支援につなげるなど、特徴的な取組をしております。これらの取組から、今後、個人を地域のつながりの中で支え、また、地域のつながりを強化することにより、支え合いの仕組みを地域の中に構築していくことが期待されます。

地域福祉コーディネーターの拡充については、今後、福祉施策全般の動向等も踏まえて、新たな福祉圏域の各圏域へ、段階的に配置して参ります。

次に、ケアラー（介護者）支援の位置づけについてお答えいたします。

ケアラーとは、高齢者や子どもなどの看護・療育などのケアに必要な家族などを様々な立場で、無償でケアするインフォーマルケアの担い手を指します。

超高齢社会や家族構成の変化等により、誰もが被介護者、介護者となり得る昨今、ケアラーの中には心理的な負担や孤独感を抱くなど様々な課題を抱えている方もおられ、その方自身の生活に支障を来しているケースも多いことから、このような深刻な課題に対する支援など介護の社会化と介護者の社会化が必要だと考えております。

次期高齢者総合計画においては、新たに重点施策として「ケアラー（介護者）支援」を位置づけ、相談体制の充実や積極的な情報提供など、介護を続けている家族の身体的・精神的負担を緩和するための支援を充実して参ります。

次期障害者総合計画においては、施策体系における柱の一つとして「障害のある方とその家族への地域生活の支援」を位置づけ、障害者支援事業の充実を図るとともに、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を提供する取組を行うなど、当事者とその介護者の支援を行うこととしております。

次期地域福祉計画においては、重点施策の一つに「地域におけるトータルケアの推進」を位置づけ、様々な立場の介護者なども含め課題を抱えている住民に対して、地域における支え合いや、専門機関との連携等のなかで、支援が包括的に行える体制を構築していくこととしております。

市では、次期福祉3計画の共通の理念のひとつとして、「一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会」を掲げております。そのため、様々な立場で介護をしている方々いわゆるケアラーについても、安心して自分らしい生き方ができるよう、次期地域福祉計画に位置付けるとともに、福祉3計画についても連携して、着実に施策を実施する中で、取組を進めて参ります。

次に、庁内連携による実効性のある取組についてお答えします。まず、市民参加と協働



による取組及び庁内横断的な連携による計画の実践，並びに各計画に掲載して実施する取組とその進行管理についてです。

地域福祉計画は，保健福祉に関する分野別の計画を地域という視点で横断的につなぐものであり，地域組織との連携による住民活動の活性化を推進するためには，市民の参加と協働は，不可欠です。また，3計画の共通の理念として「住民全体で支え合う地域社会」を掲げ，市民一人ひとりが地域の担い手として，住民参加・協働による支え合いの地域社会の構築を目指すこととしております。こうした活動は，地域コミュニティの活性化や再生にも資するものであると考えます。

さらにまた，次期福祉3計画では，共通の将来像や基本理念を定めることとし，これにより，福祉3計画の取組の方向性を統一化して，整合を図ることで，庁内横断的な連携体制の一層の強化を図っております。

そのほか，次期地域福祉計画では重点施策のひとつとして，「地域が一体となった災害対策の推進」を掲げており，地域福祉推進会議での意見を踏まえて，地域住民の連携による災害対策や防災に関連する事項を掲載する予定です。このように各計画に掲載が必要な情報，また，パブリック・コメントや説明会等で寄せられた市民からのご意見については，各計画における協議会等と意見交換をしながら掲載内容を検討して参ります。

なお，次期福祉3計画の進行管理については，各計画における協議会等の意見を踏まえつつ庁内の連携会議を開催するなど，適宜，進捗を管理して参ります。

次に，イベントの開催による市民に対する意識啓発についてです。現在，福祉まつりにおいて，様々な福祉分野の活動について広報に努めているほか，地域のイベントに参画し，市民の方々に対する意識啓発に努めております。また，今年度は，市内外の福祉の事業所に従事する職員や，福祉の仕事を目指す学生を対象に，福祉実践フォーラムを開催したところです。

現在実施している活動内容の充実に努めるとともに，市民にとって大きな課題となる「2025年問題」を見据えて，介護や認知症などの様々な課題に関して市民の関心を高めるとともに，支え合いの意識を醸成するために，社会福祉法人や介護保険事業者団体，ケアマネジャー団体と連携を図りながら，イベントや研修会の開催など多様な取組を推進して参ります。

#### （行政経営部長答弁）

私からは，平成30年度予算編成についてお答えします。

平成30年度予算編成については，本年10月に，市政経営方針を踏まえた予算編成方針を全庁に通知しました。現時点での見積状況は，各部からの新規・拡充事業の要望を含め，歳出見積総額が

1,007億円余，一方の歳入見積総額が905億円余であり，101億円余の財源不足となっております。

この財源不足の主な要因は，歳出において，財政フレームで見込んでいない新たな財政需要や事業進捗に伴い計画年度から変更が生じた事業に係る経費のほか，公共施設の維持保全経費，市民サービスの向上を図るための新規・拡充事業を見込んでいることなどによるものと認識しております。

予算編成に当たっては、財政フレームを基本としつつ、新たな財政需要やこれまで実施してきた新規・拡充事業のほか、事業進捗等による歳出の増要因により、財源不足が見込まれました。議員からは、予算編成手法についての御提案がありましたが、市としては、個別経費の見積りの枠組みとして、基本計画事業は計画事業費を上限とし、公共建築物の維持保全は計画に位置付けのある工事を基本とするほか、経常的な経費については直近の決算額と予算額を踏まえ、縮減に向けて精査することなどを示したところです。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、新たな財政需要や事業進捗に変更が生じた事業に係る経費があり、予算見積段階で大きな財源不足が生じていることから、今後も引き続き、より自立的で効率的な予算編成となるよう検証を重ね、必要な改善を加えて参ります。

今後の収支均衡に向けては、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、各部における主体的な歳入確保・経費縮減の取組と併行し、新規・拡充事業の厳選、計画事業費を基本とした事業費の精査を行うほか、次期基本計画期間における事業の方向性も見据えながら、事業の優先度を勘案した進捗調整などに取り組んで参ります。併せて、歳入において、市税収入の時点修正や特定財源の最大限の確保、市債や各種基金の活用などを図って参ります。

公共施設の維持補修費については、学校施設をはじめ、保育園や児童館、文化コミュニティ施設などの維持保全に要する経費を公共建築物維持保全計画に位置付けておりますので、必要額を予算計上して参ります。老朽化が進行している公共建築物の機能の維持は、市民の安全・安心の確保や公共サービスの提供のため重要であると認識しておりますので、今後も計画的かつ適切な維持保全に取り組んで参ります。

また、生活保護費をはじめとする各種扶助費についてですが、予算計上に当たっては、前年度決算額や執行状況等を踏まえた今後の見込などを勘案し、通年予算として必要な金額を配分して参ります。

次に、地方消費税率の引上げ分の使途の今後についてであります。

現在、国において、消費税率10パーセントへの引上げに伴う増収分の一部について、幼児教育の無償化などの財源として、その使途を変更することが検討されています。現時点においては、地方消費税の税率に変更はないことから、市の地方消費税交付金の収入額への直接的な影響はないものと認識しておりますが、引き続き、市財政へどのような影響が及ぶかについて、国や東京都の動向を注視して参ります。また、平成30年度予算における収入見込額については、平成29年度の予算額と同額で見積っており、今後、東京都から示される見込額などを参考に時点修正して参ります。

また、地方消費税交付金の税率引上げ分の使途については、社会保障の充実と安定化のため、全額を社会保障施策に要する経費に充てることとされていることから、引き続き、制度の趣旨を踏まえ、社会保障関係経費が年々増加する中、現行サービス水準の維持を図りながら、新たな福祉ニーズへの対応に活用して参ります。

また、地方消費税の清算基準の見直しに関しては、東京都市長会は既に、東京都や区長会、町村会等と連携して、国に対して共同要請を行っておりますが、これまでの間、制度改正等に伴い、国から交付されていた補助金等が地方交付税措置となり、調布市が減収影響を受けた事例があったことを踏まえ、今後、国の補助金等の減収影響が想定される場合は、市長会や他団体とも連携し、要望や意見表明を行って参ります。